

平成30年10月10日

第16回水俣市農業委員会

第16回水俣市農業委員会

- 1 開催場所 水俣市役所仮庁舎2階「第二会議室」
- 2 開催日時 平成30年10月10日
開会 9時28分
閉会 10時20分
- 3 出席委員
農業委員 13名
1番 元村 善二 君 2番 松本 公昭 君
3番 松田 時義 君 4番 戸次 治夫 君
6番 森口 信二 君 7番 廣島 康雄 君
8番 山澤 親徳 君 9番 苗床 勝美 君
10番 坂本 隆司 君 11番 池田 郁雄 君
12番 田畑 和雄 君 13番 友田 勝久 君
14番 中村 清治 君
推進委員 12名
15番 向田 博 君 17番 竹下 正治 君
18番 野間 勝 君 19番 山内 秋光 君
20番 溝口 幸一 君 22番 坂口 新一 君
23番 山口 初憲 君 24番 前田 仁 君
25番 淵上 民雄 君 26番 森下 義孝 君
27番 下鶴 信雄 君 28番 古里 一幸 君
- 4 欠席委員
農業委員 1名
5番 田上 哲人 君
推進委員 2名
16番 草野 武雄 君 21番 前島 春美 君
- 5 議事日程
第1 議事録署名委員の指名
第2 報告事項(1)合意解約通知について
報告事項(2)農地形状変更届について
報告事項(3)農地転用許可後の工事完了について
議第58号 非農地証明書交付について
議第59号 農地法第3条の許可申請について
議第60号 農地法第5条の許可申請について
議第61号 農用地利用集積計画の申出について
- 6 農業委員会事務局
局長 宮崎 博巳
参事 鶴田 千恵美
参事 本村 広揮

議長
(元村善二君)

それでは、只今より第16回水俣市農業委員会会議を開催いたします。

本日出席の農業委員は13名です。欠席農業委員は、5番田上委員です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により本日の会議は成立いたしました。

本日の署名委員は、6番の森口委員・7番の廣島委員にお願いします。

なお、農地利用最適化推進委員の欠席者は16番草野委員、21番前島委員です。

議事に入る前に、農業委員会憲章を指名した委員に読み上げていただきます。本日は15番の向田委員にお願いします。

15番委員
(向田 博君)

おはようございます。農業委員会憲章 一、農業委員会は、暮らしと経営に役立つ情報の収集・提供に努め、活力ある農業と農村社会をめざします。

終わります。

議長

ありがとうございました。続きまして、報告事項について、事務局より説明をお願いします。

事務局
(宮崎局長)

はい、議長

議長

はい、事務局長

事務局長

おはようございます。報告事項3点について、順次、御説明申し上げます。

議案書の1ページをお願いいたします。

報告事項(1)合意解約通知について、御説明いたします。番号1、貸人が、記載のとおりです。

熊本県農業公社を介して、記載のとおりを借人とするものです。

土地の所在は、記載のとおり、地目が田で、37㎡です。

場所は、2ページに記載しておりますが、県による県道用地の買収のため、合意解約を行うものでございます。

次に、3ページをお願いいたします。

報告事項(2)許可不要転用について、御説明いたします。番号1、届出人が、記載のとおりです。

土地の所在は、記載のとおりです。

地目は、台帳；畑、現況；雑種地で、面積は、64㎡です。

理由は、農業用倉庫として使用しているため届け出を行ったものでございます。

場所は、4ページに、記載しております。

次に、6ページをお願いします。

報告事項（３）農地転用許可後の工事の完了について、平成30年9月中に完了報告書の提出があった、1件について、御説明いたします。

平成30年6月の第12回会議の農地法5条関係の転用について、9月10日に、報告書の提出がございました。

そこで、事務局において、9月11日に確認しましたところ、許可内容のとおり工事が完了していましたので、御報告申し上げます。

以上で、報告事項を終了いたします。

議 長

報告事項が終わりましたので、只今より議事に入ります。

議第58号 非農地証明書交付について、議第58号を議題といたします。

関係委員の説明をお願いします。

13番委員
(友田勝久君)

はい、議長

議 長

はい、13番 友田勝久委員をお願いします。

13番委員

おはようございます。議第58号非農地証明書交付について説明いたします。

番号1、申請人、記載のとおりです。

土地の所在、記載のとおり、地目、台帳畑、現況山林、面積、3,622㎡の1筆です。

土地現況の詳細は、記載のとおりです。

申請地は9ページをご覧ください。写真は10ページになります。現地調査を10月3日に行政書士、事務局2名、山口委員、戸次委員と私で行いました。現地調査を行ったところ40年位前から山林になっていました。写真を見るとわかるように、半分はもう山林化しておりまして、手前の方は段々畑で、防風林か、檜を植えてありました。その中はほとんど雑木林になっておりまして、残りの半分が杉の木を植えてあったように思いました。

農地復元は不可能と思いますので、農地法第2条の第1項に規定する農地ではないと思われまますので、御審議の程よろしく申し上げます。

以上です。

議 長

ありがとうございました。一緒に確認に行った戸次委員、山口委員の意見を伺いたいと思います。

4番委員
(戸次治夫君)

おはようございます。この場所は以前にも非農地として出されて許可がおりたような状況で、現況もそのような状況で、隣

と同じような状況です。さっき友田委員も言われましたように、もう山林化というような形になっておりまして、機械を入れてどうのこうのというのはちょっと無理かなと考えて、非農地にしなければ今後無理かなと思っております。

以上です。

23番委員
(山口初憲君)

おはようございます。今お二人が説明したとおりです。もう農地に戻すということは困難だと思います。

議長

一つ伺いますが、周囲はどういう状況になっていますか。図面上は畑地になっていますが。

13番委員

周りもすべてもう山というか山林化とう感じです。そういった状況です。

議長

関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。

(なしと言うものあり)

議長

御質疑、御異議もないようですので、議第58号 非農地証明書交付については、交付してよろしいですか。

(異議なしと言うものあり)

議長

御質疑、御異議もないようですので、議第58号 非農地証明書交付については、農地法第2条第1項の農地に該当しないため、証明書を交付することに決定いたします。

次に移ります。

議第59号 農地法第3条の許可申請について、議第59号を議題といたします。

関係委員の説明をお願いします。

6番委員
(森口信二君)

はい、議長

議長

はい、6番 森口信二委員をお願いします。

6番委員

おはようございます。議第59号農地法第3条の許可申請について、番号1番について説明させていただきます。

譲渡人、記載のとおり。譲受人、記載のとおり。

土地の所在、記載のとおり、地目、台帳・現況とも田、面積、2筆合計1,334㎡です。

譲受人の耕作状況は記載のとおりです。所有権移転になって

おります。

申請地は13ページをご覧ください。10月3日、事務局2名と譲受人の奥さん、譲受人の仕事の都合で奥さんが参加されております。譲渡人、行政書士、森下委員と私で現地調査を行ってまいりました。ここは数年前圃場整備が終了し、周囲は全部稲作がなされております。譲渡人は体調がすぐれないために、貸したいとか売りたいという希望を持っておられたようです。譲受人は、自営業をしながら農業をされております。申請地と自宅までは200mか300m位のところで、作業効率もよく、いい距離であります。

よって、農地法第3条第2項の各号には該当しないため許可要件は満たしております。御審議の程よろしく申し上げます。

12番委員
(田畑和雄君)

はい、議長

議長

はい、12番 田畑和雄委員にお願いします。

12番委員

おはようございます。それでは議第59号農地法第3条の許可申請の2について説明いたします。

譲渡人、記載のとおり。譲受人、記載のとおり。

土地の所在、記載のとおり、地目、台帳・現況とも畑、面積、3筆合計840㎡です。

譲受人の状況は記載のとおりです。所有権移転になります。

現地調査は10月3日、譲受人はちょうど健康診断ということでちょっと欠席されておりますが、行政書士と事務局2名、山内委員と私で行いました。譲受人は自営業のため、どういうことか聞いたら、農業の方も仕事の合間の時に、県外の方にも店を持っておられますので、その従業員を連れてきたり、奥さんと奥さんのお父さんとお母さんということで普段はやっておられるということで、現在グリーンレモン、甘夏、ポンカンを栽培しておられます。別地域にも栽培しておられます。譲受人の事務所の後ろにもこの前行ったらレモンを植えておられました。甘夏の方は袋の「きばる」で出荷をする、レモンの方は大阪のホテル等に今販売しておられるそうです。グリーンレモンの方は今後増やしていきたいということでした。場所は、14ページをご覧ください。申請地近くの1軒に譲受人が昔住んでおられたそうです。今は地元におられますが、その家は売りに出ておりますが、その後ろの方に、植えたいということです。

以上ですが、農地法第3条第2項の各号には該当しないため許可要件は満たしていると思われまますので、御審議の程よろしくお願いたします。

以上です。これで説明を終わります。

議 長 ありがとうございます。担当地区の推進委員から補足説明があればお願いします。

17番委員
(竹下正治君) はい、議長

議 長 はい、17番 竹下委員

17番委員 私は申請地の地元ですので捕捉します。14ページの地図を見ていただければ、申請地のすぐ上に家が1軒あります。そこが元、譲渡人の家だったんです。子どもさんが市外におられるもんですから、1人暮らしになって、子どもさんのいる市外の方に行かれたもんですから、その近くに持っておられる農地です。
以上です。

議 長 関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。

3番委員
(松田時義君) はい、議長

議 長 はい、3番 松田委員

3番委員 1番について質問いたします。ここは圃場整備事業を行ったばかりじゃないかなと思うんですけども、実は私この田んぼを見に行ったことがあるもんですから。ここは、明治10年の西南戦争の時の鉛弾が多数見つかった田んぼです。それで、圃場整備事業で、確か国の補助金でされたそうですから、何年間かは売買ができないことになっているんじゃないでしょうか。事務局の方にお尋ねします。

議 長 事務局、農林水産課に今すぐ確認してください。確認の間休憩します。

(9時45分から9時58分まで中断)

議 長 それでは再開します。事務局から説明をお願いします。

事務局長 農林水産課農林土木係の方に確認してまいりまして、まず基本的に土地改良事業等で整備したところについては、まず近々に原則として移動はさせられない、所有権を移されないということで、ただ説明の中には高齢化してるとか、耕作の状況が引き続き難しいとか色んな条件があれば所有権の移転というの

もあり得るとのことで、そこら辺は農林土木の方もちょっとわかってなかったみたいなので、お時間いただければ調べますということでした。基本的にはそこら辺を調べてがちっと入っていかないと判断できないのかなと。農林土木の方とすれば、貸し借りもあるんじゃないのというような話もありましたので、お時間いただければ調べさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

議 長

それですね、1番については、今回は保留ということをお願いしたいと思います。

(賛成の声あり)

議 長

それでは、2番について関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。

(なしと言うものあり)

議 長

御質疑、御異議もないようですので、議第59号 農地法第3条の許可申請の2番については、許可してよろしいですか。

(異議なしと言うものあり)

議 長

御質疑、御異議もないようですので、議第59号 農地法第3条の許可申請の2番については、農地法第3条第2項各号には該当しないために、許可要件は満たしておりますので、許可することに決定いたします。

次に移ります。

議第60号 農地法第5条の許可申請について、議第60号を議題といたします。

関係委員の説明をお願いします。

3番委員

はい、議長

議 長

はい、3番 松田時義委員をお願いします。

3番委員

失礼します。農地法第5条の許可申請の1番について御説明いたします。

譲渡人、記載のとおり、持分8分の1、記載のとおり、持分8分の1、記載のとおり、持分8分の1、記載のとおり、持分8分の5。持分が違いますけれども、持分8分の5は、その土地を管理していることと、固定資産税を納めていることで8分の5に分けてあるそうです。譲受人、記載のとおり。

土地の所在、記載のとおり、地目、台帳・現況とも畑、唐芋を少し植えてありました。面積、658㎡です。

転用理由、記載のとおりです。第3種農地です。所有権移転です。

施設概要、記載のとおりです。

資金計画、自己資金記載のとおり、これは残高証明書が添付されておりますので、資力については問題がございません。費用、記載のとおりとなっております。

10月3日に現地調査を行いました。事務局から2人、行政書士、譲受人、竹下委員、私の6人で行いました。17ページをご覧ください。非常に細長い土地なので、どうなっているのだろうと思って、9時から現地調査になっていましたけども、30分早く8時半に行きまして、どれくらいあるのか調べました。これは100m競争ができるくらいの細長い土地だなと思いましたけども、96mあります。幅が大体5mから7m、非常に細長い土地で、よくもこんな細長い土地があったもんだなと思ってびっくりしたところです。周りに農地等もございませんので、排水、日照権等の問題もございません。排水は市の下水道が通っております。細長い土地で、道路はどうするんですかと質問しましたところ、道路は譲受人の私道になっております。18ページをご覧ください。そこに区画の図が描いてありますけども、このように非常に細長い珍しい土地でした。

以上、現地調査及び転用に係る許可基準から何ら問題はないものと思われますので、御審議の程よろしく申し上げます。

これで説明を終わります。

議長

ありがとうございました。担当地区の推進委員から補足説明があればお願いします。

(補足説明なし)

議長

関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。

(なしと言うものあり)

議長

御質疑、御異議もないようですので、議第60号 農地法第5条の許可申請については、本会の意見として決定してよろしいですか。

(異議なしと言うものあり)

議長

御質疑、御異議もないようですので、議第60号 農地法第5条の許可申請については、農地転用の許可基準を満たしてお

りますので、本会の意見として決定いたします。

次に移ります。

議第61号 農用地利用集積計画の申出について、議第61号を議題といたします。

関係委員の説明をお願いします。

7番委員
(廣島康雄君)

はい、議長

議長

はい、7番 廣島康雄委員をお願いします。

7番委員

おはようございます。農用地利用集積計画の申出について御説明いたします。

番号1、貸人、記載のとおりでございます。

土地の所在、記載のとおり、地目、台帳・現況とも畑、面積、1,042㎡。始期終期、平成30年11月1日から平成33年10月31日までの3年間でございます。利用目的は玉葱、借賃は10a当り1万2千円、利用権の種類は賃借権でございます。

借人が、記載のとおり。経営面積の方は、記載のとおりでございます。従事者は記載のとおりでございます。

場所は22ページをご覧ください。

以上ですが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしていると思われますので、御審議の程よろしく願いいたします。

4番委員

はい、議長

議長

はい、4番 戸次治夫委員をお願いします。

4番委員

それでは、農用地利用集積計画の申出の再設定の2番から6番まで、借人が同じなので、続けて説明させていただきます。

2番、貸人、記載のとおり。

土地の所在、記載のとおり、地目、台帳・現況とも畑と台帳田、現況畑、面積3筆合計2,469㎡。始期終期は平成30年11月1日から平成35年10月31日、期間が5年間です。利用目的は玉葱、借賃は無償です。利用権の種類は使用賃借権です。借人の方は後程説明します。

3番、貸人、記載のとおり。

土地の所在、記載のとおり、地目、台帳田、現況畑、面積246㎡。始期終期、利用目的等は先程と一緒なので省略します。

4番、貸人、記載のとおり。

土地の所在、記載のとおり、地目、台帳田、現況畑、面積、2筆合計1,007㎡。

5番、貸人、記載のとおり。

土地の所在、記載のとおり、地目、台帳田、現況畑、面積、1, 105㎡。

6番、貸人、記載のとおり。

土地の所在、記載のとおり、地目、台帳田、現況畑、面積、6筆合計1, 329㎡。

借人は、記載のとおり。経営面積は、記載のとおり。従事者は記載のとおりです。

場所は23ページをご覧ください。先日現地を見に行ったときには、苗床に水をまいておられまして、組合員の方が交代で順番に出ておられるということで、台風の影響でビニール剥ぎが遅れたというようなことで、皆さんで管理をされております。昨年の収穫量は10トン程で、今年も昨年同様の作付けを行いたいとのことです。また、玉葱を地元で販売しておられますが、地元の方には評判がいいとのことでした。ちょっと市内に比べたら山手ですので、球がちょっと小さく、ちょっと固くて、それがいいらしいというようなことを言っておられます。

以上で、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしていると思われますので、御審議の程よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。再設定の1番から6番について、担当地区の委員から補足説明があればお願いします。

(補足説明なし)

議長

再設定の1番から6番について、関係委員から詳しく説明がありました。御質疑、御意見はございませんか。

(なしと言うものあり)

議長

御質疑、御異議もないようですので、議第61号 農用地利用集積計画の申出再設定1番から6番については承認してよろしいですか。

(異議なしと言うものあり)

議長

御質疑、御異議もないようですので、議第61号 農用地利用集積計画の申出の再設定1番から6番については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、承認することに決定いたします。

次の再設定7番、8番については、借人の農業委員は議事に参与することはできませんので、農業委員会等に関する法律第31条第1項により、借人の農業委員の退場をお願いします。

☆借人の農業委員退場（10時15分）

議 長

それでは、関係委員の説明をお願いします。

11番委員
（池田郁雄君）

はい、議長

議 長

はい、11番 池田郁雄委員をお願いします。

11番委員

それでは、農用地利用集積計画の申出、再設定7番と8番について説明いたします。

7番、貸人は、記載のとおり。借人は、記載のとおりです。

土地の所在、記載のとおり、地目、台帳・現況とも田、面積、1,063㎡です。始期終期は、平成30年11月1日から平成35年10月31日までの5年間、利用目的は水稻、借賃は無償で、利用権の種類は使用貸借権です。借人につきましては、8番と同じですので後で説明いたします。

8番、貸人は、記載のとおり。

土地の所在、記載のとおり、地目、台帳・現況とも田、面積、1,221㎡。始期終期は、平成30年11月1日から平成35年10月31日までの5年間、利用目的は水稻、借賃は無償、利用権の種類は使用貸借権です。

借人については、経営面積は記載のとおりで、農業従事者は記載のとおりです。

申請地は24ページをご覧ください。両貸人とも引き続き耕作してほしいとの申出がありまして、現在借人が水稻を作っておられます。もうすぐ稲刈りがあるんじゃないかなというふうに思っております。

よって、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、御審議の程よろしく願いいたします。

議 長

ありがとうございました。担当地区の推進委員から補足説明があればお願いします。

（補足説明なし）

議 長

関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。

（なしと言うものあり）

議 長

御質疑、御異議もないようですので、議第61号 農用地利

用集積計画の申出の再設定7番、8番については、承認してよろしいですか。

(異議なしと言うものあり)

議 長

御質疑、御異議もないようですので、議第61号 農用地利用集積計画の申出の再設定7番、8番については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、承認することに決定いたします。

借人の農業委員の入場を認めます。

☆借人の農業委員入場（10時19分）

議 長

これもちまして、全提出議案の審議が終わりましたので、第16回水俣市農業委員会会議を終了いたします。お疲れ様でした。

水俣市農業委員会会議規則第7条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 委 員

署 名 委 員